

原議保存期間10年  
(平成34年12月31日まで保存)

警察庁丙生企発第121号、丙少発第24号  
平成24年9月26日  
警察庁生活安全局長

各都道府県警察の長 殿  
(参考送付先)  
庁内各局部課長  
各附属機関の長  
各地方機関の長

配偶者暴力事案、ストーカー事案及び児童虐待事案等の被害者に係る住民基本台帳閲覧制限等に係る支援措置の運用について(通達)

住民基本台帳閲覧制限等(住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の交付、又は戸籍の附票の写しの交付について、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の要件を満たさないとして、閲覧させない又は交付をしないことをいう。なお、別紙参照。)に係る支援措置(以下単に「支援措置」という。)については、「配偶者暴力事案及びストーカー事案の被害者に係る住民基本台帳閲覧制限等について(通達)」「平成16年5月31日付け警察庁丙生企発第37号)及び「配偶者暴力事案及びストーカー事案の被害者に係る住民基本台帳閲覧制限等の運用について(通達)」「平成18年10月17日付け警察庁丙生企発第113号(以下「平成18年通達」という。))に基づき、市町村(特別区を含む。以下同じ。)と連携した対応を行っているところであるが、この度、総務省において、別添1のとおり住民基本台帳事務処理要領等の一部が改正されたことに伴い、本件措置については平成24年10月1日から下記により運用することとしたので、関係事務処理に遺憾のないようにされたい。

なお、本通達は、総務省及び厚生労働省と協議済みであることを申し添える。

記

## 1 住民基本台帳事務処理要領の改正

### (1) 支援措置に係る申出者の拡大

これまで市町村に対し支援措置の実施を求める旨の申出ができることとされていたのは、

ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。)第1条第2項に規定する被害者であり、かつ、暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあるもの

イ ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。)第7条に規定するストーカー行為等の被害者であり、かつ、更に反復してつきまとい等をされるおそれがあるもの

のみであったが、これらに加えて、

ウ 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。)第2条に規定する児童虐待(以下単に「児童虐待」という。)を受けた児童である被害者であり、かつ、再び児童虐待を受けるおそれがあるもの又は監護等を受けることに支障が生じるおそれがあるもの

エ その他アからウまでに掲げるものに準ずるもの

まで拡大された。また、これに伴い「住民基本台帳事務における支援措置申出書」の様式が別添2のとおり改正された。

(2) 留意点

ア 前記(1)ウについて

「監護等を受けることに支障が生じるおそれがある」者とは、18歳未満であれば、児童福祉施設への入所者(児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する小規模住宅型児童養育事業を行う者又は里親に委託する場合を含む。以下同じ。)のみならず、親類引き取りや単身生活の児童も該当し得るが、18歳以上20歳未満であれば、児童福祉施設への入所者に限られており、これらの者について、再虐待されるおそれはないが、その住所を探して金品をせびられるおそれがあるもの等を想定している。

イ 前記(1)エについて

「アからウまでに掲げるものに準ずるもの」とは、従前、住民基本台帳事務処理要領に掲げる支援措置の対象者ではないが、個別の市町村の判断により、住民基本台帳閲覧制限等が可能であったものを全て含むものであり、例えば、交際相手から暴力を受けている者、前記(1)ウに該当していた児童であって、18歳に達した後も引き続き支援を必要とする者(18歳に達するまでに児童虐待が顕在化しなかった者を含む。)その他高齢者虐待、障害者虐待を受けている者等が考えられる。

2 被害者及び市町村からの照会への対応要領

(1) 市町村との連絡体制等の申合せ

支援措置制度が円滑に進められるよう、予め市町村と、実施要領や連絡体制等について申合せをしておくこと。

(2) 被害者への制度等の教示と市町村への連絡及び照会への対応

支援措置の対象となると認められる事案を認知したときには、支援措置制度を当該被害者に教示して、支援措置を要望するか否かの意思を確認するとともに、当該被害者が支援措置を求める場合には、関係市町村に対し、その旨等を予め電話連絡するなど、平成18年通達に準じて対応するものとする。

また、ストーカー事案及び配偶者暴力事案については、ストーカー規制法第7条又は配偶者暴力防止法第8条の2に基づく援助として援助申出書の提出を求めて閲覧制限に係る意見提出を行っているところであるが、これらの事案以外の事案の被害者について、援助申出書と同様の文書の提出を求めることは要しない。

ア 被害者が警察署等に相談に訪れたが、その際には支援措置を希望せず、その後、市町村に対し、支援措置を申し出た場合の対応

警察署等を訪れた被害者が、その時点では支援措置を希望していなかったものの、その後、市町村からの電話連絡や市町村から送付された支援措置申出書の受理により、被害者による支援措置の申出を認知した際には、当初の状況が大きく変化している可能性があることから、速やかに被害者に電話等で連絡を取り、警察署等への再来署を促すとともに、相談事案等に係るその後の経過を確認すること。

イ 被害者が警察署等に相談に訪れることなく、直接、市町村長に対し支援措置申出書が提出され、これを受けた市町村から当該支援措置申出書が送付され、警察としての意見を求められた場合の対応

市町村から意見を求められた時点以前に、警察として、当該被害者について相談その他の対応を行った経緯がなく、当該事案を把握していなかった場合に

は、当該支援措置申出書の「警察等の意見」欄に記名・押印せず、いずれの項目も選択せずに返送することとして差し支えない。

ウ 警察が対応した児童虐待事案に係る支援措置について市町村から意見を求められた場合等の対応

児童相談所は、児童虐待防止法第6条に基づく通告の受理機関であり、その後の調査、支援に加え、当該児童と保護者の生活の分離や面会の制限に関する権限を有することから、別添2のとおり、前記1(1)ウに係る支援措置についての市町村長の意見聴取先は、児童相談所長が適当とされている。

したがって、市町村から警察が対応した児童虐待事案に関し、前記1(1)ウに掲げる者に該当するか等について確認がなされた場合には、児童通告を行った児童相談所を教示の上、当該児童相談所長へ確認を行うよう伝えること。

ただし、当該被害者からの相談の有無や保護した事実等、警察における取扱状況について市町村長から回答を求められた場合には、回答することについて被害者から直接同意を得た範囲内において、適切に回答すること。

### 3 その他の留意事項

今回、支援措置に係る申出者の範囲が拡大されたことから、住民基本台帳閲覧制限等の申出の可否について警察が誤った教示をしないよう、市町村との間での教示前の的確な連絡及び確認に十分留意するとともに、住民基本台帳の閲覧制限等が必要と認める者がある場合には、市町村に対して、住民基本台帳の閲覧制限等を依頼することとされたい。

住民基本台帳法（昭和四十二年七月二十五日法律第八十一号）（抜粋）

（個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧）

第十一条の二 市町村長は、次に掲げる活動を行うために住民基本台帳の一部の写しを閲覧することが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出を行う者（以下この条及び第五十一条において「申出者」という。）が個人の場合にあつては当該申出者又はその指定する者に、当該申出者が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条及び第十二条の三第四項において同じ。）の場合にあつては当該法人の役職員又は構成員（他の法人と共同して申出をする場合にあつては、当該他の法人の役職員又は構成員を含む。）で当該法人が指定するものに、その活動に必要な限度において、住民基本台帳の一部の写しを閲覧させることができる。

- 一 統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究のうち、総務大臣が定める基準に照らして公益性が高いと認められるものの実施
- 二 公共的団体が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち、公益性が高いと認められるものの実施
- 三 営利以外の目的で行う居住関係の確認のうち、訴訟の提起その他特別の事情による居住関係の確認として市町村長が定めるものの実施

2～12 略

（本人等の請求による住民票の写し等の交付）

第十二条 住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写し（第六条第三項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製している市町村にあつては、当該住民票に記録されている事項を記載した書類。以下同じ。）又は住民票に記載をした事項に関する証明書（以下「住民票記載事項証明書」という。）の交付を請求することができる。

2～5 略

6 市町村長は、第一項の規定による請求が不当な目的によることが明らかなきときは、これを拒むことができる。

7 略

（本人等以外の者の申出による住民票の写し等の交付）

第十二条の三 市町村長は、前二条の規定によるもののほか、当該市町村が備える住民基本台帳について、次に掲げる者から、住民票の写しで基礎証明事項（第七条第一号から第三号まで及び第六号から第八号までに掲げる事項をいう。以下この項及び第七項において同じ。）のみが表示されたもの又は住民票記載事項証明書で基礎証明事項に関するものが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に当該住民票の写し又は住民票記載事項証明書を交付することができる。

- 一 自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある者
- 二 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者
- 三 前二号に掲げる者のほか、住民票の記載事項を利用する正当な理由がある者

2～9 略

(戸籍の附票の写しの交付)

第二十条 戸籍の附票に記録されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、これらの者が記録されている戸籍の附票(第十六条第二項の規定により磁気ディスクをもつて戸籍の附票を調製している市町村にあつては、当該戸籍の附票に記録されている事項を記載した書類。以下この条及び第四十七条において同じ。)を備える市町村の市町村長に対し、これらの者に係る戸籍の附票の写しの交付を請求することができる。

2 略

3 市町村長は、前二項の規定によるもののほか、当該市町村が備える戸籍の附票について、次に掲げる者から、戸籍の附票の写しが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に当該戸籍の附票の写しを交付することができる。

一 自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の附票の記載事項を確認する必要がある者

二 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者

三 前二号に掲げる者のほか、戸籍の附票の記載事項を利用する正当な理由がある者

4 市町村長は、前三項の規定によるもののほか、当該市町村が備える戸籍の附票について、第十二条の三第三項に規定する特定事務受任者から、受任している事件又は事務の依頼者が前項各号に掲げる者に該当することを理由として、戸籍の附票の写しが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該特定事務受任者に当該戸籍の附票の写しを交付することができる。

5 第十二条第二項から第四項まで、第六項及び第七項の規定は第一項の請求について、第十二条の二第二項、第三項及び第五項の規定は第二項の請求について、第十二条の三第四項から第六項まで及び第九項の規定は前二項の申出について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「総務省令」とあるのは「総務省令・法務省令」と、第十二条第七項及び第十二条の二第五項中「同項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書」とあり、並びに第十二条の三第四項第四号及び第九項中「第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書」とあるのは「第二十条第一項に規定する戸籍の附票の写し」と読み替えるものとする。

## 【別添1】

総 行 住 第 8 8 号  
法務省民一第 2 4 4 1 号  
平成 2 4 年 9 月 2 6 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

総務省自治行政局長

法務省民事局長

### 住民基本台帳事務処理要領の一部改正について（通知）

ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者を保護するため、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知）の一部を下記のとおり改正することとしましたので、貴職におかれては、下記事項に御留意の上、貴都道府県内の市区町村に周知くださるようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

### 記

#### 第1 住民基本台帳事務処理要領の一部改正

住民基本台帳事務処理要領の一部を別添の新旧対照表のように改正する。

#### 第2 実施期日

本通知は、平成24年10月1日から実施する。

## 【住民基本台帳事務処理要領新旧対照表】

(下線の部分は改正部分)

旧	新
<p>第1 (略)</p> <p>第2 住民基本台帳</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 住民基本台帳の一部の写しの閲覧 前文 (略)</p> <p>(1) 国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧 ア 請求の受理 (ア)・(イ) (略) (ウ) ドメスティック・バイオレンス(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。)第1条第1項に規定する配偶者からの暴力をいう。以下同じ。)及びストーカー行為等(ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。)第7条に規定するストーカー行為等をいう。以下同じ。)の被害者の保護のための措置に係る取扱いについては、(ア)のほか第6-10によるものとする。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4 住民票の写し等の交付 前文 (略)</p> <p>(1) 本人等の請求による住民票の写し等の交付 ① 窓口における請求の場合 ア 請求の受理 (ア)～(ウ) (略) (エ) ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 住民基本台帳</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 住民基本台帳の一部の写しの閲覧 前文 (略)</p> <p>(1) 国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧 ア 請求の受理 (ア)・(イ) (略) (ウ) ドメスティック・バイオレンス(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。)第1条第1項に規定する配偶者からの暴力をいう。以下同じ。)、<u>ストーカー行為等(ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。)第7条に規定するストーカー行為等をいう。以下同じ。)</u>、<u>児童虐待(児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。)第2条に規定する児童虐待をいう。以下同じ。)</u>及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置に係る取扱いについては、(ア)のほか第6-10によるものとする。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4 住民票の写し等の交付 前文 (略)</p> <p>(1) 本人等の請求による住民票の写し等の交付 ① 窓口における請求の場合 ア 請求の受理 (ア)～(ウ) (略) (エ) ドメスティック・バイオレンス、<u>ストーカー行為等</u>、<u>児童</u></p>

被害者の保護のための措置に係る取扱いについては、(ア)及び(イ)のほか第6-10によるものとする。

(オ) (略)

イ・ウ (略)

②～⑥ (略)

(2) (略)

(3) 本人等以外の者の申出による住民票の写し等の交付（(4)の場合を除く。）

① 窓口における申出の場合

ア 申出の受理

(ア)～(ウ) (略)

(エ) ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置に係る取扱いについては、第6-10によるものとする。

イ・ウ (略)

②・③ (略)

(4) 本人等以外の者（特定事務受任者）の申出による住民票の写し等の交付

① 窓口における申出の場合

ア 申出の受理

(ア)～(ウ) (略)

(エ) ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置に係る取扱いについては、第6-10によるものとする。

イ・ウ (略)

②・③ (略)

(5) (略)

5 (略)

第3 戸籍の附票

1・2 (略)

3 戸籍の附票の写しの交付

前文 (略)

(1) 請求又は申出の受理

虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置に係る取扱いについては、(ア)及び(イ)のほか第6-10によるものとする。

(オ) (略)

イ・ウ (略)

②～⑥ (略)

(2) (略)

(3) 本人等以外の者の申出による住民票の写し等の交付（(4)の場合を除く。）

① 窓口における申出の場合

ア 申出の受理

(ア)～(ウ) (略)

(エ) ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置に係る取扱いについては、第6-10によるものとする。

イ・ウ (略)

②・③ (略)

(4) 本人等以外の者（特定事務受任者）の申出による住民票の写し等の交付

① 窓口における申出の場合

ア 申出の受理

(ア)～(ウ) (略)

(エ) ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置に係る取扱いについては、第6-10によるものとする。

イ・ウ (略)

②・③ (略)

(5) (略)

5 (略)

第3 戸籍の附票

1・2 (略)

3 戸籍の附票の写しの交付

前文 (略)

(1) 請求又は申出の受理



- ア 戸籍の附票の写しの請求又は申出の受理について、
- ・請求書又は申出書において明らかにすべき事項
  - ・現に請求の任に当たっている者又は現に申出の任に当たっている者が本人であることについて明らかにさせる方法
  - ・現に請求の任に当たっている者又は現に申出の任に当たっている者が請求者又は申出者の代理人等である場合に、その権限を明らかにさせる方法
  - ・ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置に係る取扱い等は、それぞれ住民票の写しの請求又は申出の受理に準じて取り扱う。ただし、請求書又は申出書において、請求又は申出に係る戸籍の附票に記載がされた戸籍の表示を明らかにさせる（戸籍の附票省令第1条から第9条まで）。

なお、住民票の写し等の交付の請求又は申出の場合と同様に、定型的な請求書様式又は申出書様式を作成し、原則としてこれらに記載させることとするのが適当である。

イ (略)

(2) (略)

4 (略)

第4・第5 (略)

第6 その他

1～9 (略)

10 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付におけるドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置

市町村長は、ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の加害者が、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付（以下「住民基本台帳の閲覧等」という。）の制度を不当に利用してそれらの行為の被害者の住所を探索することを防止し、もって被害者の保護を図ることを目的として、法第11条第1項及び第2項、第11条の2第1項及び第2項、第12条第1項から第4項まで及び第6項、第12条の2第1項から第3項まで、第12条の3第1項から第6項まで並びに第20条第1項から第4項までの規定並びに同条第5項において準

- ア 戸籍の附票の写しの請求又は申出の受理について、
- ・請求書又は申出書において明らかにすべき事項
  - ・現に請求の任に当たっている者又は現に申出の任に当たっている者が本人であることについて明らかにさせる方法
  - ・現に請求の任に当たっている者又は現に申出の任に当たっている者が請求者又は申出者の代理人等である場合に、その権限を明らかにさせる方法
  - ・ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置に係る取扱い等は、それぞれ住民票の写しの請求又は申出の受理に準じて取り扱う。ただし、請求書又は申出書において、請求又は申出に係る戸籍の附票に記載がされた戸籍の表示を明らかにさせる（戸籍の附票省令第1条から第9条まで）。

なお、住民票の写し等の交付の請求又は申出の場合と同様に、定型的な請求書様式又は申出書様式を作成し、原則としてこれらに記載させることとするのが適当である。

イ (略)

(2) (略)

4 (略)

第4・第5 (略)

第6 その他

1～9 (略)

10 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付におけるドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置

市町村長は、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の加害者が、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付（以下「住民基本台帳の閲覧等」という。）の制度を不当に利用してそれらの行為の被害者の住所を探索することを防止し、もって被害者の保護を図ることを目的として、法第11条第1項及び第2項、第11条の2第1項及び第2項、第12条第1項から第4項まで及び第6項、第12条の2第1項から第3項まで、第12条の3第1項から第6項まで並びに第20条第1項から第4項までの

用する法第12条第2項から第4項まで及び第6項、第12条の2第2項及び第3項並びに第12条の3第4項から第6項までの規定に基づき、次の措置を講ずるものとする。

ア 申出の受付

(ア) 申出者

市町村長は、その備える住民基本台帳に記録又はその作成する戸籍の附票に記載されている者で、次に掲げる者から、コに掲げる支援措置の実施を求める旨の申出を受け付ける。

- A 配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者であり、かつ、暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあるもの
- B ストーカー規制法第7条に規定するストーカー行為等の被害者であり、かつ、更に反復してつきまとい等をされるおそれがあるもの

(イ)～(エ) (略)

(オ) 代理人の取扱い

代理人については、市町村の事務所への出頭を求め、法定代理人にあっては戸籍謄本その他その資格を証明する書類を、任意代理人にあっては指定の事実を確認するに足りる書類を提示させるなどの方法によりその資格を確認するとともに、(エ)に準じて代理人が本人であることを確認する。

規定並びに同条第5項において準用する法第12条第2項から第4項まで及び第6項、第12条の2第2項及び第3項並びに第12条の3第4項から第6項までの規定に基づき、次の措置を講ずるものとする。

ア 申出の受付

(ア) 申出者

市町村長は、その備える住民基本台帳に記録又はその作成する戸籍の附票に記載されている者で、次に掲げる者から、コに掲げる支援措置の実施を求める旨の申出を受け付ける。

- A 配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者であり、かつ、暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあるもの
- B ストーカー規制法第7条に規定するストーカー行為等の被害者であり、かつ、更に反復してつきまとい等をされるおそれがあるもの
- C 児童虐待防止法第2条に規定する児童虐待を受けた児童である被害者であり、かつ、再び児童虐待を受けるおそれがあるもの又は監護等を受けることに支障が生じるおそれがあるもの
- D その他AからCまでに掲げるものに準ずるもの

(イ)～(エ) (略)

(オ) 代理人の取扱い

代理人については、市町村の事務所への出頭を求め、法定代理人にあっては戸籍謄本その他その資格を証明する書類を、任意代理人にあっては指定の事実を確認するに足りる書類を提示させるなどの方法によりその資格を確認するとともに、(エ)に準じて代理人が本人であることを確認する。

また、(ア)～Cの被害者については、児童相談所長又は被害者の監護に当たる児童福祉施設の長、里親若しくはファミリーホーム事業（小規模住居型児童養育事業）を行う者を当該被害者の代理人として取り扱うことができるものとする。この場合において、児童相談所長、児童福祉施設の長、里親又はファミリーホーム事業を行う者（これらの職員を含む。）に対し、市町村の事務所への出頭を求め、当該被害者の監護等をしている事実を確認するに足る書類を提示させるとともに、(エ)に準じてこれらの者が本人であることを確認する。

イ 支援の必要性の確認

(7) 申出者

当初受付市町村長は、申出者が、ア～(7)に掲げる者に該当し、かつ、加害者が、当該申出者の住所を探索する目的で、住民基本台帳の閲覧等を行うおそれがあると認められるかどうかについて、警察、配偶者暴力相談支援センター等の意見を聴取し、又は裁判所の発行する保護命令決定書の写し若しくはストーカー規制法に基づく警告等実施書面等の提出を求めることにより確認する。

この場合において、市町村長は、上記以外の適切な方法がある場合には、その方法により確認することとしても差し支えない。

(イ) (略)

ウ～サ (略)

第7 (略)

イ 支援の必要性の確認

(7) 申出者

当初受付市町村長は、申出者が、ア～(7)に掲げる者に該当し、かつ、加害者が、当該申出者の住所を探索する目的で、住民基本台帳の閲覧等を行うおそれがあると認められるかどうかについて、警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等の意見を聴取し、又は裁判所の発行する保護命令決定書の写し若しくはストーカー規制法に基づく警告等実施書面等の提出を求めることにより確認する。

この場合において、市町村長は、上記以外の適切な方法がある場合には、その方法により確認することとしても差し支えない。

(イ) (略)

ウ～サ (略)

第7 (略)

## 【別添2】

総行住第89号  
平成24年9月26日

各都道府県  
住民基本台帳担当部長 殿

総務省自治行政局住民制度課長

ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等の被害者の保護のための措置に係る支援措置申出書の様式の変更と児童虐待等の被害者の支援措置の実施に関する留意点について

ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護を図るため、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令（昭和60年自治省令第28号）、戸籍の附票の写しの交付に関する省令（昭和60年法務省・自治省令第1号）及び住民基本台帳事務処理要領（昭和42年10月4日付け自治振第150号等自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知。以下「事務処理要領」という。）の一部改正が行われ、平成16年7月1日以降、各市町村において必要な支援措置が実施されているところです。

今般、ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等に加え、児童虐待、その他これらに準ずる行為を明示的に追加するため、事務処理要領の一部改正（平成24年9月26日付け総行住第88号・法務省民一第2441号総務省自治行政局長及び法務省民事局長から各都道府県知事あて通知）に合わせ、「ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置に係る支援措置申出書の様式の変更と留意点について」（平成18年10月4日付け総行市第136号総務省自治行政局市町村課長から各都道府県総務部長あて通知）（以下、「平成18年通知」という。）中別紙支援措置申出書の様式の一部を変更するとともに、児童虐待等の被害者の支援措置の実施に関する留意点を下記のとおり通知します。

貴職におかれては、この内容を承知の上、貴都道府県内の市町村に周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

### 記

- 1 支援措置申出書の様式の変更  
平成18年通知中別紙を別紙のとおり変更する。

## 2. 留意点

### (1) 事務処理要領第6-10-ア-ア(ア)-Cについて

児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）は、児童（18歳未満）のみを対象としています。今回の保護のための措置は、児童虐待を受けた児童のほか、18歳以上であって児童福祉施設に入所等（里親、ファミリーホーム事業者への委託を含む。）している者も対象となります。また、これらについては、事務処理要領第6-10-ア-ア(ア)の児童相談所長等が申出者の代理人となり、児童相談所長が申出書の意見記入者になることが想定されますので、児童相談所に相談していない申出があった場合は、相談を促した上で、措置の必要性を確認することが適当と考えます。

### (2) 事務処理要領第6-10-ア-ア(ア)-Dについて

既に「ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置に係る質疑応答について」（平成16年5月31日付け総行市第218号総務省自治行政局市町村課長から各都道府県総務部長あて通知）問6により、個別の市町村長の判断により、事務処理要領に掲げる者以外に支援措置を講ずることは差し支えないものとされていますが、今回、市町村長が適切に支援措置を講じ得るよう、このことを明示するものです。

例えば、交際相手から暴力を受けているケース、事務処理要領第6-10-ア-ア(ア)-Cに該当する児童が、18歳に達した後も引き続き支援を必要とするケース、18歳に達するまでに児童虐待が顕在化しなかったケース、その他児童ではない者が虐待を受けているケースなどが想定されますが、いずれの機関にも相談をしていない申出があった場合には、最寄りの相談機関への相談を促すことも考えられます。

しかし、上記（1）等とは異なり、必ずしも措置の必要性を確認するための相談機関が明確ではない場合もありますので、市町村においては、個別のケースに応じ、都道府県公安委員会が指定する「犯罪被害者等早期援助団体」を始めとした民間被害者支援団体等、未成年者が入所していた児童福祉施設を運営する社会福祉法人、未成年者の権利擁護の活動を行う法人、未成年者のシェルター（緊急一時避難所）を設置運営する法人等からの意見等の聴取、精神科等の医師による診断書等により措置の必要性を確認しても差し支えないものと考えます。

### (3) 事務処理要領第6-10-イ-イ(ア)について

児童虐待関係で支援措置の求めがあり、事務処理要領第6-10-イ-イ(ア)に基づき、同ア-イ(ア)-Cに掲げる者に該当するか等について確認する場合、児童相談所長に対し、意見の聴取等を求めることが適当と考えられます。また、支援措置を求め市町村の事務所へ出頭する者が同ア-イ(ア)に基づく代理人である場合も同様と考えます。

住民基本台帳事務における支援措置申出書

〇〇〇〇〇〇長  
関係市区町村長

様

住民基本台帳事務におけるドメスティック・  
バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待  
及びこれらに準ずる行為の被害者保護  
の支援措置の実施を求めます。

転送

平成 年 月 日

氏名

備考

		市区町村		受付	連絡
				/	/
				/	/
				/	/
				/	/
申出者	氏名 (生年月日) ( 年 月 日)	住所		連絡先	本人確認
加害者 (判明している場合)	氏名 (生年月日) ( 年 月 日)	住所		その他	
申出者の 状況 (別紙参照の上、いずれかにV)	A 配偶者暴力防止法		B ストーカー規制法	C 児童虐待防止法	D その他前記AからCまでに準ずるケース
添付書類 (該当書類にV)	保護命令決定書(写し)		その他		
	ストーカー規制法に基づく警告等実施書面				
相談先	(警察署、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等の機関に相談している場合、相談した日時、当該機関(以下「相談機関」という。)の名称、担当課等を可能な範囲で記入して下さい) 年 月 日 (相談先の名称 ) (担当課 )				
支援措置を 求めるもの (現住所が記載されているものに 限る)	希望にV	支援を求める事務		現住所等	
		住民基本台帳の閲覧		現住所	同上
		住民票の写し等の交付(現住所地)		現住所	同上
		住民票の写し等の交付(前住所地)		前住所	
		戸籍の附票の写しの交付(本籍地)		本籍	
	戸籍の附票の写しの交付(前本籍地)		前本籍		
併せて支援を 求める者 (同一の住所を有する者に限る)	申出者との関係	氏名	生年月日	申出者との関係	氏名 生年月日
(添付書類がなかった場合)					
相談機 関等の 意見	1 上記申出者の状況に相違ないものと認める。 2 上記併せて支援を求める者について、申出者を保護するため支援の必要性があるものと認める。 3 1, 2以外の場合に、相談機関等において、特に把握している状況(※一時保護の有無、相談時期等)がある場合 把握している状況:  平成 年 月 日 長 (印) (担当 課 係)				年月日 担当 相手方
					市区町村の 確認
備考					

- (注) ●太枠の中に記入してください。
- 申出に際し、ご本人の確認をさせていただきます。
  - 法定代理人、児童相談所長、児童福祉施設の長、里親、ファミリーホーム事業を行う者等支援措置対象者本人以外の者が申し出る場合は、備考欄に実際に申し出を行う者の氏名、生年月日、住所、連絡先等を記入してください。
  - 申出の内容について、相談機関等に確認させていただく場合があります。
  - 支援措置は、厳格な審査の結果、不当な目的によるものでないこととされた請求まで拒否するものではありません。
  - 支援の期間は、支援開始の連絡日から一年です。期限到来の一月前から延長の申出を受け付けます。当該申出がない場合、期限到来をもって支援を終了します。
  - 申出書の内容に変更が生じた場合には、当初に申出を行った市町村長に申出を行って下さい。

## 別紙

「住民基本台帳事務における支援措置申出書」の「申出者の状況」欄に、次の区分により、いずれかにVを記入してください。

**A 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律  
(配偶者暴力防止法)**

配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者であり、かつ、暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあり、かつ、加害者が、その住所を探索する目的で、住民基本台帳法上の請求を行うおそれがある。

**B ストーカー行為等の規制等に関する法律  
(ストーカー規制法)**

ストーカー規制法第7条に規定するストーカー行為等の被害者であり、かつ、更に反復してつきまとい等をされるおそれがあり、かつ、加害者が、その住所を探索する目的で、住民基本台帳法上の請求を行うおそれがある。

**C 児童虐待の防止等に関する法律  
(児童虐待防止法)**

児童虐待防止法第2条に規定する児童虐待を受けた児童である被害者であり、かつ、再び児童虐待を受けるおそれがあり、又は監護等を受けることに支障が生じるおそれがあるものについて、加害者が、その住所を探索する目的で、住民基本台帳法上の請求を行うおそれがある。

**D その他前記AからCまでに準ずるケース**